

佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業技術提案設計業者審査委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業技術提案（以下「技術提案」という。）について事業の円滑な推進を図るため公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業技術提案設計業者審査委員会（以下「技術提案審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 技術提案審査委員会は、技術提案について別に定める「佐久市立国保浅間総合病院第二次整備事業技術提案評価要領」に基づき、審査及び評価をするものとする。

(組織)

第3条 技術提案審査委員会は、次に掲げる委員11人で組織する。

- (1) 信州大学工学部建築学科 教授
- (2) 佐久穂町立千曲病院 副院長
- (3) 佐久地方事務所 建築課長
- (4) 佐久市役所 市民健康部長
- (5) 佐久市役所 福祉部長
- (6) 佐久市役所 建設部長
- (7) 佐久市役所 建設部次長
- (8) 佐久市立国保浅間総合病院 院長
- (9) 佐久市立国保浅間総合病院 副院長（建設委員長）
- (10) 佐久市立国保浅間総合病院 看護部長
- (11) 佐久市立国保浅間総合病院 事務長

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から技術提案の審査終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 技術提案審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は信州大学工学部建築学科教授をもって充て、副委員長は佐久穂町立千曲病院副院長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 技術提案審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは議事に関係ある者を出席させて意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 技術提案審査委員会の庶務は、佐久市立国保浅間総合病院総務課が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成23年8月10日から施行する。